

通所受給者証の郵送更新申請について

放課後等デイサービスなどの障がい児通所支援サービスの更新手続きについては、従来、子育て支援課(カンガルーの森)の窓口にて行っていました。当面の間、以下のとおり郵送でも更新申請を受付いたします。
つきましては、通所受給者証の更新を希望される方は、郵送申請または窓口申請のご都合の良い方を選び、申請してください。
なお、更新を希望されない方は、手続き不要です。

(1) 郵送申請の受付対象となる方

同じサービス、同じ支給量(日数)または、基本支給量での更新を希望されている方。

**(注) 次年度に小学校へ入学される方は、サービスが「児童発達支援」から「放課後等デイサービス」に切り替わります。
その場合、基本支給量で、就学後も引き続き利用を希望する場合は、郵送での更新手続きが可能です。
詳しくは、対象者に送付される通知をご確認ください。**

(2) 郵送申請で提出する書類

【児童発達支援(未就学児)の方】

計画相談の支給決定を受けている(相談支援事業所で計画作成している)場合
申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式3』・『第16号』

セルフプランで支給決定を受けている場合

申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式3』・『セルフプラン』

【放課後等デイサービス(就学児)の方】

計画相談の支給決定を受けている(相談支援事業所で計画作成している)場合

申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式1』・『参考様式2』・『第16号』

セルフプランで支給決定を受けている場合

申請書様式『第1号』・『第21号』・『第22号』・『参考様式1』・『参考様式2』・『セルフプラン』

の計画相談か のセルフプランのどちらにあてはまるかわからない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

(3) 提出期限・方法

提出期限・・・現在の受給者証の支給終了月の15日まで。

現在の受給者証の支給終了日の3ヶ月前から受付可能です。

児童発達支援(未就学児)の方・・・令和7年3月14日(金)までに提出してください。

放課後等デイサービス(就学児)の方・・・期限の切れる月の15日までに提出してください。

(例)有効期限が令和7年3月31日(児童の誕生日が2月)の場合

令和7年3月14日(金)までに提出してください。

申請受付開始は有効期限の3ヶ月前からです。

上記期限が過ぎると今の有効期限内に送付できなくなります。

提出方法・・・郵送、または窓口での手続き

郵送の場合は、「返信用封筒」または、各自で封筒・切手をご準備の上、郵送してください。

**窓口にて更新手続きを行う場合は、お電話又はweb(電子申込「通所受給者証申請予約」)にて
来所日時をご予約の上、来所してください。**

窓口提出の場合で、開所時間内(平日9:00～17:15)の来所が困難な場合は、
当センター玄関横の郵便ポストへ投函してください。

(4) 受給者証送付時期

セルフプランの方は、有効期限が切れる月の中旬頃に発行・送付予定です。

計画相談の方は、相談支援事業所の計画案が提出されてからの発行になるため、
通所受給者証の有効期限が切れる月の下旬頃の送付予定です。

(5) その他注意事項

以下のいずれかに該当した場合の費用は**全額自己負担**となりますので、十分ご注意ください。

同じ日に2か所以上の事業所(保育所等訪問支援を除く)を利用した場合

有効期限が切れた後に事業所を利用した場合

郵送される場合は、点線で切り取って
封筒の宛名部分に貼り付けてください。
(切手の貼り忘れにご注意ください。)

【問合せ先】
高槻市 子ども未来部 子育て支援課
児童発達支援事務所
TEL: 072-686-3032 FAX: 072-686-3531

〒569-0802
高槻市北園町6番30号
高槻市立子育て総合支援センター
児童発達支援事務所 行
(受給者証更新申請書在中)